

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国は、

共に千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

合衆国軍隊又は地位協定第十五条1(a)に定める諸機関のために労務に服する労働者で日本国が雇用するもの（以下「労働者」という。）の安定的な雇用を維持し、合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、これまで講じられてきた諸措置、特に、一千六年一月二十三日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との

間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定において、合衆国軍隊を維持することに伴う経費の負担の原則を定める地位協定第二十四条についての特別の措置が定められたことを想起し、

両国を取り巻く諸情勢に留意し、

合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、地位協定第二十四条についての新たな特別の措置を講ずることが必要であることを認めて、
次のとおり協定した。

第一条

日本国は、二千八年から二千十年までの日本国の会計年度において、労働者に対する次の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

- (a) 基本給、日雇従業員の日給、特殊期間従業員の給与、時給制臨時従業員の時給及び劇場従業員の給与
- (b) 地域手当、解雇手当、扶養手当、隔遠地手当、特殊作業手当、夏季手当、年末手当、寒冷地手当、退

職手当（人員整理のため合衆国軍隊又は地位協定第十五条1(a)に定める諸機関により解職される労働者及び業務上の就労不能又は業務上の傷病による死亡により雇用が終了する労働者に対する退職手当を含む。）、人員整理退職手当、人員整理あん分手当、通勤手当、転換手当、職位転換手当、夜間勤務手当、住居手当、単身赴任手当、広域異動手当、時間外勤務給、時給制臨時従業員の割増給、祝日給、夜勤給、休業手当及び時給制臨時従業員の業務上の傷病に対して認められる日給

(c) 船員の有給休暇未付与手当、危険貨物手当、乗船手当、機関部手当、機関作業手当、消火手当、外国船手当、外国航路手当、労務手当、出勤手当、小型船手当、油送船手当、引き船手当及び船長・機関長手当

第二条

日本国は、二千八年から二千十年までの日本国の会計年度において、合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を付して日本国で公用のため調達する次のもとに係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

(a) 公益事業によつて使用に供される電気、ガス、水道及び下水道

(b) (a)に規定するものを除くほか、暖房用、調理用又は給湯用の燃料

第三条

日本国は、条約第六条の規定に基づいてアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域（以下「施設及び区域」という。）のうちいずれか特定の施設及び区域を使用して合衆国軍隊が実施する訓練に関し、地位協定第二十五条1に定める合同委員会（以下「合同委員会」という。）における日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国がその全部又は一部を当該特定の施設及び区域に代えて他の施設及び区域を使用するよう変更する場合には、その変更に伴つて追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する。もつとも、日本国政府が、当該要請に当たり、日本国がこの条の規定に従つて経費を負担するとの通告をアメリカ合衆国政府に対しても行う場合に限る。

第四条

アメリカ合衆国は、前三条に規定する経費の節約に一層努める。

第五条

日本国は、同国の会計年度ごとに、それぞれ第一条、第一条及び第三条の規定に基づいて負担する経費の

具体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報する。

第六条

日本国及びアメリカ合衆国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、合同委員会を通じて協議することができる。

第七条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならぬ。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、二千十一年三月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年一月 日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

アメリカ合衆国のために

二千八年一月　　日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定についての合意された議事録

日本国及びアメリカ合衆国のそれぞれの代表者は、二千八年一月　　日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下「協定」という。）第一条の交渉に関連し、次のとおり記録することに合意した。

協定第一条に掲げる給与には、千九百八十七年一月三十日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の際日本による負担の対象となっていた部分を含まないことが確認される。

二千八年一月

日に東京で

日本国のために

アメリカ合衆国のために

(参考)

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の署名に際しての往復書簡)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下「協定」という。）に言及するとともに、次のことを閣下に通報する光榮を有します。

1 協定第五条の規定の運用上、日本国政府は、協定第一条の規定に基づいて日本国が負担する経費の日本国の各会計年度のための概算要求額については、当該会計年度の前年度に先立つ三会計年度における年平均労働者数の平均（二万三千五十五人（以下「上限労働者数」という。）を限度とする。）をもつて算定

をする方針を有する。ただし、いづれかの会計年度における年平均労働者数に関し、当該会計年度の前年度に先立つ三会計年度における年平均労働者数の平均との比較において相当の増減が見込まれる場合には、上限労働者数の範囲内で、当該会計年度の概算要求額算定上の年平均労働者数の調整を行う可能性は排除されない。

2 a 協定第五条の規定の運用上、日本国政府は、協定第二条の規定に基づいて日本国が負担する経費の日本国の各会計年度のための概算要求額については、協定第二条に規定する電気、ガス、水道、下水道及び燃料についてそれぞれ i から viii までに定める当該会計年度の予想調達量をもつて算定をする方針を有する。この結果、各会計年度のための概算要求額は、二千八会計年度については二百五十二億八千百二万四千円、二千九会計年度については二百四十九億百九十万八千円、二千十会計年度については二百四十九億百九十万八千円となる。ただし、年間予想調達量に関し、i から viii までに定める当該会計年度の予想調達量との比較において相当の増減が当該会計年度以降長期的に見込まれる場合には、協定第六条の規定による両政府間の協議に従つて当該会計年度の概算要求額の調整を行う可能性は排除されない。

i 電気

二千八会計年度 百四十二億五千六百六十九万九千円に相当する量

(参考 二千八会計年度の概算要求に使用した単価に基づいて算定した場合に
は、約十一億キロワットアワーとなる。)

二千九会計年度 百四十億四千二百八十四万九千円に相当する量

三千十会計年度 百四十億四千二百八十四万九千円に相当する量

ii ガス

二千八会計年度 二千九十三万二千円に相当する量

(参考 二千八会計年度の概算要求に使用した単価に基づいて算定した場合に
は、約三十二万立方メートルとなる。)

二千九会計年度 二千六十一万八千円に相当する量

三千十会計年度 二千六十一万八千円に相当する量

iii 水道

二千八会計年度 四十七億八千百三十三万三千円に相当する量

(参考 二千八会計年度の概算要求に使用した単価に基づいて算定した場合に
は、約千七百万立方メートルとなる。)

二千九会計年度 四十七億九百六十一万三千円に相当する量

二千十会計年度 四十七億九百六十一万三千円に相当する量

iv 下水道

二千八会計年度 十五億七千九百六十九万五千円に相当する量

(参考 二千八会計年度の概算要求に使用した単価に基づいて算定した場合に
は、約千百万立方メートルとなる。)

二千九会計年度 十五億五千六百万円に相当する量

二千十会計年度 十五億五千六百万円に相当する量

v 軽油

二千八会計年度 四十五億六千六十三万五千円に相当する量

(参考 二千八会計年度の概算要求に使用した単価に基づいて算定した場合に
は、約十一万キロリットルとなる。)

二千九会計年度 四十四億九千二百二十二万五千円に相当する量
二千十会計年度 四十四億九千二百二十二万五千円に相当する量

vi 灯油

二千八会計年度 四千四百八十万三千円に相当する量

(参考 二千八会計年度の概算要求に使用した単価に基づいて算定した場合に
は、約九百キロリットルとなる。)

二千九会計年度 四千四百十三万千円に相当する量
二千十会計年度 四千四百十三万千円に相当する量

vii プロパンガス

二千八会計年度 三千七百二万七千円に相当する量

(参考 二千八会計年度の概算要求に使用した単価に基づいて算定した場合に

は、約二十二万立方メートルとなる。）

二千九会計年度 三千六百四十七万二千円に相当する量

二千十会計年度 三千六百四十七万二千円に相当する量

b 前記 a にいう日本国の各会計年度のための概算要求額に関し、日本国政府は、当該概算要求額に、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の住宅であつて、施設及び区域の外側にあるもののための予想調達量に係る経費を算入しない方針を有する。

c 日本国政府は、協定第二条に規定する電気、ガス、水道、下水道及び燃料の調達契約の状況を常時把握することができるよう、合衆国政府から現行契約の内容の通知を受け、また、契約の変更若しくは廃止又は新たな契約の締結が行われるときは事前にその内容の通知を受けることを希望するとともに、必要に応じ、隨時協議を行うことを要請する意向を有する。

3 協定第五条の規定の運用上、日本国政府は、協定第三条の規定に基づいて日本国が負担する経費の日本国の各会計年度のための概算要求額については、合衆国政府により提出される本件経費見積りを考慮して算定をする方針を有する。

4 本件経費負担の適正な執行を確保するため、両政府は、協定第六条の規定により協議することができる
ことが確認される。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、(一)に閣下に向かつて敬意を表します。

(米国側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定（以下「協定」という。）に関する本日付けの閣下の書簡を受領したことを確認する光榮を有するとともに、次のことを閣下に通報する光榮を有します。

1 合衆国政府は、閣下の書簡1、2a及びb並びに3において表明された日本国政府の方針に異議を有しない。

2 合衆国政府は、日本国政府が協定第二条に規定する電気、ガス、水道、下水道及び燃料の調達契約の状況を常時把握することができるよう、日本国政府に対し、現行契約の内容を通知し、また、契約の変更若しくは廃止又は新たな契約の締結を行うときは事前にその内容を通知するとともに、日本国政府の要請に応じて協議を行う意向を有する。

3 本件経費負担の適正な執行を確保するため、両政府は、協定第六条の規定により協議することができる

ことが確認される。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

